

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
i	はじめに この大学評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第109条第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学に係る機関別認証評価[※]に関するものです。大学評価基準は、11の基準で構成されています。	はじめに この大学評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学に係る機関別認証評価[※]に関するものです。大学評価基準は、11の基準で構成されています。	学校教育法等の一部改正による条文のずれを修正した。
2	基準1 大学の目的 基本的な観点 1－1－② 目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。 1－1－③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。	基準1 大学の目的 基本的な観点 1－1－② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。 1－1－③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。	
26	用語の解説 【機関別認証評価】（i 頁） 学校教育法第110条の規定により、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。 【学部, 学科以外の基本的組織】（4 頁） 学校教育法第85条ただし書きに規定され、大学設置基準第6条の要件を備える、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合に置くことができる、学部以外の教育研究上の基本となる組織。また、学科に代わる組織としては、大学設置基準第5条に規定される「課程」及び学部以外の基本的組織を置く場合における相当の組織。 【研究科, 専攻以外の基本的組織】（4 頁） 学校教育法第100条ただし書きに規定され、大学院設置基準第7条の3の要件を備える、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合に置くことができる、研究科以外の教育研究上の基本となる組織。また、専攻については、研究科以外の基本的組織を置く場合における相当の組織。	用語の解説 【機関別認証評価】（i 頁） 学校教育法第69条の4の規定により、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。 【学部, 学科以外の基本的組織】（4 頁） 学校教育法第53条ただし書きに規定され、大学設置基準第6条の要件を備える、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合に置くことができる、学部以外の教育研究上の基本となる組織。また、学科に代わる組織としては、大学設置基準第5条に規定される「課程」及び学部以外の基本的組織を置く場合における相当の組織。 【研究科, 専攻以外の基本的組織】（4 頁） 学校教育法第66条ただし書きに規定され、大学院設置基準第7条の3の要件を備える、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合に置くことができる、研究科以外の教育研究上の基本となる組織。また、専攻については、研究科以外の基本的組織を置く場合における相当の組織。	

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
28	【自己点検・評価】（20頁） 学校教育法第109条に規定される，大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該大学の教育研究等の状況について評価し，その結果を公表するとともに，その結果を踏まえて改善を行っていくもの。	【自己点検・評価】（20頁） 学校教育法第69条の3に規定される，大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該大学の教育研究等の状況について評価し，その結果を公表するとともに，その結果を踏まえて改善を行っていくもの。	